

千曲市監査委員公表 第2号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、千曲市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和8年3月31日

千曲市監査委員 春日良太

同 柳澤真由美

## 措置の通知書

### 令和7年度定期監査

指摘事項	指摘事項の内容	指摘事項に対する措置内容等
共通事項 1. 公共施設等総合管理計画の推進	<p>公共施設等総合管理計画の推進は、将来の財政状況を踏まえた持続可能な市民サービスの維持・発展を図るうえで極めて重要な取り組みです。各課ではこれを踏まえて、所管する各施設に係る個別施設計画を策定し、総合管理計画における当面の中期目標である令和12年度(2030年度)までの3%削減(平成26年度(2014年度)比)に向け尽力されていることと思います。</p> <p>特に維持管理に多額の経費を要する文化施設や入浴施設などは、今後の方向性について検討を始めているようですが、公共施設の統廃合は地元との調整をはじめ長期間の検討を要する案件であることから、今後の具体的な方向性を早期に示し地域住民と協議を進めながら合意形成を図ることが肝要です。</p> <p>なお、一部集会施設については譲渡に向けた地元協議が進展しているほか、学校給食センターでは施設統合した場合の課題等を今年度中に整理し、次年度以降は保護者を含めた検討の場を設け施設のあり方について検討を始める予定であること、また学校プールのあり方についても、次年度から一部の学校を対象に施設を共用する形でのプール授業を試行する計画であるとの報告を受けており、これらの取組みについては評価します。</p> <p>公共施設を適切にマネジメントしていくことは、持続可能な財政運営を可能にするために大変重要です。計画の達成に向け今後とも着実な取り組みに期待します。</p>	<p><b>【財政課】</b></p> <p>維持管理に多額の経費を要する文化施設については、文化課、生涯学習課、財政課によるあり方検討会議を複数回にわたり開催し、利用状況やランニングコスト等の調査を行なうとともに、施設の再編等による地域住民や利用者の負担をできる限り軽減する手法を検討しています。また入浴施設については、受益者負担の原則に基づき、所管課で利用料の見直しを行ないました。今後は民間でのサービス提供が可能である施設であることから、民間事業者への譲渡も視野に今後の施設のあり方について市民生活課と検討してまいります。</p> <p>他の公共施設につきましても、所管課や関係課と横断的に検討を進める機会を作り、施設の統廃合や複合化を検討してまいります。また、必要に応じて地域住民や関係団体等への意見交換や説明会を行ない、総量縮減への合意形成を図ってまいります。</p>

指摘事項	指摘事項の内容	指摘事項に対する措置内容等
<p>共通事項</p> <p>3. 工事の適切な予算計上と執行管理について</p>	<p>かねてより繰越制度の適切な運用については、監査意見で指摘をしてきました。繰越制度は、財政法における「会計年度独立の原則」の例外措置であり、不経済・非効率な執行を避ける意味で設けられています。</p> <p>発注後の予期せぬ事情変更や国の補正予算計上時期の制約、季節的な要因などによってやむなく繰越せざるを得ない場合を除き、安易な事業の繰越は厳に慎むよう引き続き適切な予算計上・事業執行をお願いします。</p> <p>また、計画設計の時点でしっかり見通しを立て、緊急な工事を除き、契約変更等の事務負担を極力生じさせないよう努めてください。</p> <p>なお、屋代小学校旧本館の耐震改修工事については、昨年度末に実施設計が終了し、令和7年度から令和8年度の2年間で1億9千万円が投じられる予定でしたが、工賃や材料費の高騰などもあり当初の見込み額に工事費を調整することが困難となり、更には改修工事に伴う建築確認除外の手続きに時間を要することが判明したことから、予算全てを一旦減額し事業全体を延期することになりました。予算は組織内での意思決定を経て議会での議決により成立しています。この点からも今回の事態は大きな課題を残し、十分な検証が必要です。予算計上時の十分な検討と進捗管理における情報共有の徹底、更には事業量に応じた人的な配置などに留意し、今後このような事態を生じさせないよう取り組みをお願いします。</p>	<p><b>【道路河川課】</b></p> <p>安易な繰越とならないよう、関係者等との事前協議を済ませるなど事業の遂行に必要な事前措置を行うよう努めてまいります。</p>

指摘事項	指摘事項の内容	指摘事項に対する措置内容等
<p>共通事項</p> <p>6. 所管団体の通帳管理と事務の見直しについて</p>	<p>今回、準公金の取扱いに着目し、各課が所管する協議会等の団体（以下「団体」という。）の通帳等の管理体制、職員の事務負担等の状況を監査しました（48 団体）。準公金であっても、公金と同様の管理が必要であり盗難等が発生した場合には市行政全体への信用失墜につながりかねません。通帳の管理方法、通帳出納検査は各課によって差異がみられました。次の通り統一した管理方法とするようお願いします。</p> <p>(1) 通帳管理者は所属長とすること</p> <p>(2) 保管は鍵のかかる書棚等とし、鍵は所属長が保管すること</p> <p>(3) 残高確認は原則月に 1 回行い、必ず記録を残すこと</p> <p>また、市が主導し団体を設立した場合や市が団体の構成員である場合など市が事務局として運営に関与することはやむを得ないと思われませんが、主として会員相互の親睦を目的とする団体である場合や会員数が極めて少数で限定的な場合には、団体への事務局の移管や団体そのものの廃止を検討する必要があります。</p> <p>また、団体の存在意義が認められるものの、予算規模が極めて少額となっており、会計を持つ必要があるか検討を要するケースもありました。</p> <p>団体の事務局は、事業の企画運営、会員への連絡調整、準公金の管理など多岐にわたり従事する市職員の業務負担も多いと思われます。行政サービスが増加する一方でそれを担う職員の人手不足が顕著ですので、こうした観点からも職員の業務負担の軽減に向けて積極的な見直しをお願いします。</p>	<p><b>【道路河川課】</b></p> <p>統一した管理方法への変更</p> <p>(1) 通帳管理者は所属長とすること →令和 8 年 2 月 18 日実施済</p> <p>(2) 保管は鍵のかかる書棚等とし、鍵は所属長が保管すること →市役所移転時から同様の内容で管理済</p> <p>(3) 残高確認は原則月に 1 回行い、必ず記録を残すこと →令和 8 年 2 月 20 日から実施済、今後毎月 2 0 日を目安とし確認及び記録を行なう。</p> <p><b>【福祉課】</b></p> <p>通帳の管理者を所属長に変更いたしました。また、通帳の保管場所については鍵のかかる書棚に移動し、所属長が鍵の管理を行うことにいたしました。</p>